

覚 書

三重県三重郡菰野町長 諸岡高幸（以下『甲』という。）と
（以下『乙』という。）とは、
給水加入金について、以下のとおり覚書を交換する。

第1条 甲は、乙が菰野町水道事業給水条例第37条の2項に基づき、給水区域内
に新規に給水を開始するときは、給水加入金を徴収しない。又、期限は給水
撤去完成日（令和 年 月 日）より3年とする。

第2条 乙は、菰野町 （水栓番号 φ mm）
の給水装置について菰野町給水条例第37条の2項の適用を受けるため、こ
の装置を廃止し、当該土地については今後一切自己に加入金の権利があると
の主張をしないことを約束し、第三者に損害が及ばぬようにすること。

第3条 乙は、今後給水の申込をする場合、前条の給水装置より増径となる場合
は、その増径分の差額を支払うこと。また、減径となる場合、その減径分
の差額は還付しないものとする。

第4条 この覚書は給水加入金についての覚書であるため、今後給水の申込する
場合の手数料、工事費等については別途とする。

第5条 この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上
各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地

菰野町長 諸岡高幸 印

乙

印